

令和3年度

議会の概要



公認キャラクター名
むかろん

むかわ町議会

◇ むかわ町の紹介

平成 18 年 3 月 27 日に穂別町・鵠川町が合併し、新町「むかわ町」が誕生しました。
むかわ町のキャッチフレーズは「人と自然が輝く清流と健康のまち」です。

■ 町 章



全体をむかわ町の「ム」の字で形取り、図の左の曲線部分は豊かな森と豊富な産物を、右側の三本曲線は清流と海・澄み切った青空をイメージしています。

中央の円は、住民の健康と融和・みなぎる活力を意味し、太い曲線は力強さと自然の奥深さ、自然と住民が共生する姿を表しています。

■ 町 の 花 ツツジ

■ 町 の 木 イチイ
アカエゾマツ

■ 町 魚 シシヤモ
「鵠川ししやも」は地域団体商標登録に認定されています。

■ むかわ町の位置 北海道勇払郡むかわ町
 (本庁)美幸 2 丁目 88 番地
 (総合支所)穂別 2 番地



むかわ町は、道央圏の南方に位置し、北海道の経済・文化の中心都市である札幌市や空の玄関の千歳市、海の玄関である苫小牧市にも近く、日高・十勝方面への交通の要衝にあります。

面積が、旧鵠川町が 166.43 平方キロメートル、旧穂別町が 546.48 平方キロメートル、合わせて 712.91 平方キロメートルであり、細長い地形をしています。

東西及び北部の三方が日高山脈系の外縁部に囲まれ、南部は太平洋に面し、全国でも屈指の清流度を誇る一級河川「鵠川」が南北に貫流しており、海・山・川そして平地と多彩な自然環境に恵まれています。

■ 姉妹都市 富山県砺波市

■ 議員名簿

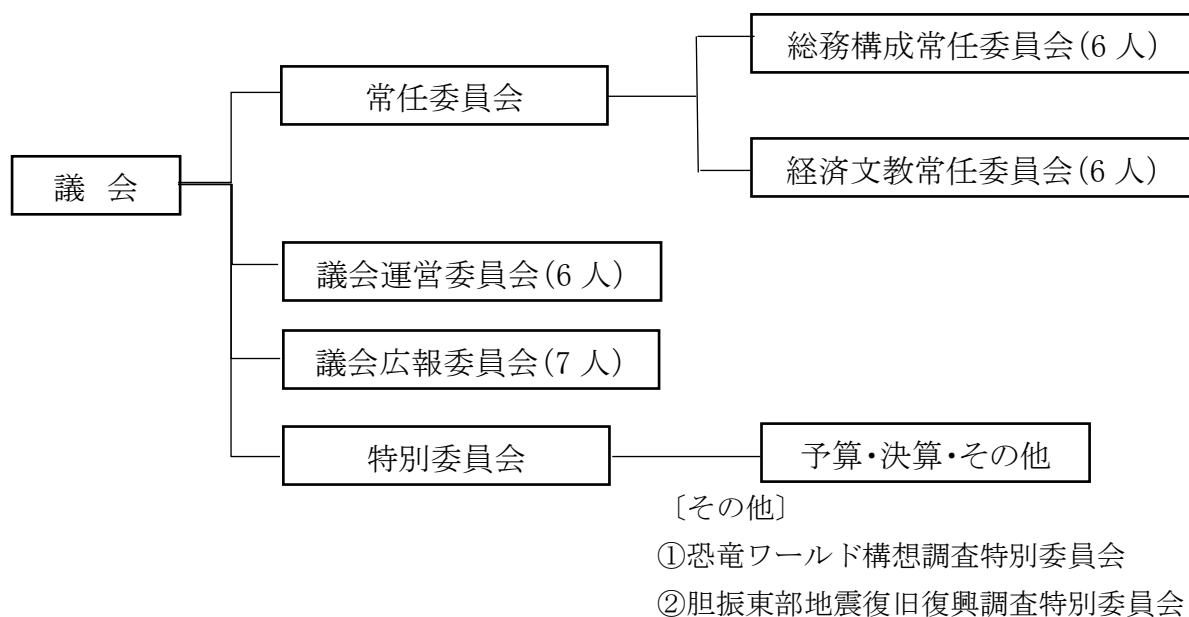
(令和3年4月1日現在)

議席	氏 名	所 属 政 党	総 務 厚 生	経 済 文 教	議 会 運 営	議 会 報 告	役 職 等
1	東 千 吉	公明党		副	○	○	平取町外2町衛生施設組合議会議員 都市計画審議会委員
2	舞 良 喜 久	共産党		○		○	平取町外2町衛生施設組合議会議員
3	山 崎 満 敬	無所属	○			○	胆振東部消防組合議会議員
4	佐 藤 守	無所属		○	委	副	都市計画審議会委員
5	大 松 紀美子	共産党	○		○	委	平取町外2町衛生施設組合議会議員
6	三 上 純 一	無所属	○				監査委員
7	野 田 省 一	無所属	委		○	○	都市計画審議会委員
8	三 倉 英 規	無所属	○				胆振東部日高西部衛生組合議会議員
9	星 正 臣	無所属	副		副		胆振東部消防組合議会議員
10	津 川 篤	無所属		○			都市計画審議会委員
11	北 村 修	共産党		委	○		
12	中 島 勲	無所属		○		○	副議長 胆振東部日高西部衛生組合議会議員
13	小 坂 利 政	無所属					議長

(委:委員長、副:副委員長、○:委員)

■ 議会の機構と構成

(令和3年4月1日現在)



《議会事務局》

職員定数	区分	事務局長	事務局主査	総務係	計
2人	選任		1人	(1人)	1人
	兼任	1人			1人

※()は会計年度職員

《常任委員会等の所管(所掌)事項》

名 称	定数	所管(所掌)事項
総務厚生常任委員会	7人	総務企画課、町民生活課、健康福祉課、企画町民課、国民健康保険穂別診療所、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会の所管に関する事務及び他の常任委員会の所管に属さない事務
経済文教常任委員会	6人	経済建設課、農林水産課、経済恐竜ワールド戦略室、教育委員会、農業委員会の所管に関する事務
議会運営委員会	6人	議会運営に関する事項、議長の諮問に関する事項
議会広報委員会	6人	議会広報の発行に関する事項

■ 議員報酬

議 長	副議長	委員長	議 員	適用年月日
283,000 円	224,000 円	204,000 円	190,000 円	平成 30 年 4 月 1 日

《期末手当》

6 月支給	12 月支給	年支給率	加算率
222.5/100 月分	222.5/100 月分	445/100 月分	15/100

《議員報酬等の減額割合》

長期欠席者	90 日以上 180 日未満	180 日以上 365 日未満	365 日以上
	20/100	450/100	15/100

《参考：常勤の特別職給与》

町 長	副町長	教育長	適用年月日
700,000 円	594,000 円	544,000 円	平成 18 年 3 月 27 日 教育長は平成 27 年 4 月 1 日適用

《参考：非常勤の特別職報酬》

機 関 名	区分	委員長等	委 員	適用年月日
農業委員会	月額	会長 49,800円 代理 32,800円	29,300円	平成18年 3月27日
教育委員会	月額	—	28,900円	平成18年 3月27日
監査委員	月額	識見 51,800円	議選 31,000円	平成18年 3月27日
選挙管理委員会	日額	8,000円	7,300円	平成24年 4月 1日
固定資産評価審査委員会	日額	7,000円	6,500円	平成24年 4月 1日

■ 所属会派別議員数

区 分	無所属	公明党	共産党	合 計
男	9人	1人	2人	12人
女	—	—	1人	1人
計	9人	1人	3人	13人

■ 年齢別議員数

区分	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	人数	平均年齢	最年長	最年少
男	—	—	5人	7人	12人		78歳	60歳
女	—	—	—	1人	1人		73歳	73歳
計	—	—	5人	8人	13人	69.9歳		

■ 議会活動・議会運営

《出前議会》

～テーマ「社会福祉法人の現状と課題について」～

8月6日 社会福祉法人 愛誠会(出席者:6名／議員11名)

8月19日 社会福祉法人 慶寿会(出席者:5名／議員12名)



《議会活動日数》

令和2年4月1日～令和3年3月31日

区 分			委 員 会							全 員 協 議 会	そ の 他 の 活 動			
			総 務 厚 生 常 任 委 員 会	経 済 文 教 常 任 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会	議 会 広 報 委 員 会	決 算 審 査 特 別 委 員 会	予 算 審 査 特 別 委 員 会	委 員 会 合 計		調 査 研 修 会 等	陳 情 要 望	公 共 団 体 等 の 会 合	そ の 他
開 催 ・ 活 動 日 数	議 長	会 期 中					1	3	4					
		閉 会 中	2	8	9		3		22	10			5	18
		合 計	2	8	9		4	3	26	10			5	18
	副 議 長	会 期 中					1	3	4					
		閉 会 中	1	9	10	12	3		35	10			4	15
		合 計	1	9	10	12	4	3	39	10			4	15
	議 員	会 期 中					1	3	4					
		閉 会 中	9	9	10	12	3		43	10			9	3
		合 計	9	9	10	12	4	3	47	10			9	3
一 般 傍 聴 者									0	0				

※議員の活動日数は、委員会等の開催日数を掲載

《議会広報》

- 1 名 称 議員でつくる広報誌「むかわ議会だより」
- 2 発行開始 平成18年7月31日
- 3 年発行回数 年4回(定例会毎)
- 4 現在発行号数 第52号(令和2年1月31日発行)
- 5 発行方法 議会単独発行

《定例会・臨時会 開催状況・付議事件数》

令和2年4月1日～令和3年3月31日実績

区 分	本会議開催日数	〔会期日数〕	一般傍聴者数	町 長 提 出						議 員 等 提 出					総計	一般質問人数
				条	予	決	そ	専	計	条	意	決	そ	計		
				例	算	算	他	決処分		例	見書	議	他			
6 月 定 例 会	2	2	0	4	2		7		13			2		2	15	6
9 月 定 例 会	2	2	0	1	5	7	6	2	21		4			4	25	5
12 月 定 例 会	2	2	0	6	2		2		10		3		7	10	20	5
3 月 定 例 会	4	5	0	15	14		11		40	1	3			4	44	8
小 計	10	11	0	26	23	7	26	2	84	1	12		7	20	104	24
3 月 臨 時 会	1	1	0	1	3		8	1	13					0	13	
4 月 臨 時 会	1	1	0	2	2			6	10					0	10	
6 月 臨 時 会	1	1	0	2	4		3		9					0	9	
7 月 臨 時 会	1	1	0	1	3				4					0	4	
10 月臨時会	1	1	0	1	2			1	4					0	4	
11 月臨時会	1	1	0	3			1	1	5					0	5	
2 月 臨 時 会	1	1	0		1				1					0	1	
3 月 臨 時 会	1	1	0	1	1		1		3					0	3	
小 計	8	8	0	11	16	0	13	9	49	0	0	0	0	0	49	
総 計	18	19	0	37	39	7	39	11	133	1	12	0	7	20	153	24

※臨時議会では、一般質問は実施していません。

年度別実績の推移

年 度	本 会 議 開 催 日 数	〔 会 期 日 数 〕	一 般 傍 聴 者 数	町 長 提 出						議 員 等 提 出					総 計	一 般 質 問 人 数
				条 例	予 算	決 算	そ の 他	専 決 処 分	計	条 例	意 見 書	決 議	そ の 他	計		
平成 18 年度	16	25	110	32	41	23	46	43	185	1	24	0	37	62	247	33
平成 19 年度	12	15	89	39	29	8	14	10	100	1	24	0	10	35	135	25
平成 20 年度	11	13	71	21	29	9	19	9	87	0	22	0	12	34	121	22
平成 21 年度	13	14	21	22	32	8	20	6	91	1	23	0	9	33	124	22
平成 22 年度	16	17	40	36	34	8	28	6	112	1	19	1	15	36	148	28
平成 23 年度	10	12	41	29	21	8	22	5	85	0	14	0	8	22	107	25
平成 24 年度	9	11	24	30	23	8	10	9	80	1	15	0	9	25	105	24
平成 25 年度	11	11	30	12	23	7	23	4	69	3	24	0	7	34	103	13
平成 26 年度	11	13	30	14	21	7	16	2	60	0	24	0	12	36	96	17
平成 27 年度	12	17	48	39	35	7	19	3	103	0	19	0	13	32	135	22
平成 28 年度	12	14	41	19	26	7	36	5	93	1	20	0	8	29	122	26
平成 29 年度	10	11	41	22	22	7	19	4	74	1	13	0	7	21	95	21
平成 30 年度	16	20	38	20	36	7	51	24	138	1	16	0	16	33	171	21
令和 元 年度	14	15	10	29	34	7	49	7	126	0	16	0	7	24	150	23
令和 2 年度	18	19	0	37	39	7	39	11	133	1	12	0	7	20	153	0

《意見書》

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年度 3 月 31 日審議結果

件 名	審議結果
地方創生臨時交付金の追加交付を求める意見書案	原案可決
消費税 緊急に 5%減税の政治決断を求める意見書案	否 決
林業・木材産業の持続可能な施策の充実・強化を求める意見書案	原案可決
国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案	原案可決
新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書案	原案可決
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案	原案可決
「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書案	原案可決
2021 年度地方財政の充実・強化を求める意見書案	原案可決
2021 年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書案	原案可決
北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書案	原案可決
国民健康保険料(税)の子ども均等割り減免の拡充に関する意見書案	原案可決
高齢者施設と医療機関の職員や入所・入院者全員を全額国費で一斉・定期的検査を求める意見書案	原案可決

《議会費予算》

(単位:千円)

科 目	予 算 額	説 明
報酬	33,966	議員報酬 31,836 嘱託職員報酬 2,130
職員手当等	14,028	議員期末手当 13,577 嘱託職員期末手当 451
共済費	10,608	議員共済会負担金 10,155 議員互助会負担金 20 社会保険料 433
旅費	3,277	普通旅費 311 費用弁償 2,966
交際費	250	議長交際費 250
需用費	1,558	消耗品費 208 印刷製本費 1,320 修繕料 30
役務費	1,451	通信運搬費 323 手数料 51 筆耕翻訳料 1,077
使用料及び賃借料	611	使用料 325 借上料 286
負担金補助及び交付金	633	議員公務災害補償等組合負担金 90 管内町村議会議長会負担金 417 各種負担金 126
備品購入費	566	施設用備品費 566
議会費合計	66,948	

※事務局職員の給与費は除く。

$$\text{議会費比率} = \frac{\text{議会費総額 } 66,948 \text{ 千円}}{\text{一般会計総額 } 9,024,607 \text{ 千円}} \times 100 = 0.74\%$$

《人口と世帯数》

1 人 口 7, 6 6 4 人 [男 3, 7 8 0 人 ・ 女 3, 8 8 4 人]
2 世 帯 数 4, 0 5 7 世 帯

《産業別就業人口(平成27年国勢調査)》

産 業 区 分		就 業 者			構 成 比		
		男	女	計	男	女	計
第一次産業		849	628	1,477	33.2%	32.5%	32.9%
A	農業	677	595	1,272	26.5%	30.8%	28.4%
B	林業	120	13	133	4.7%	0.7%	3.0%
C	漁業	52	20	72	2.0%	1.0%	1.6%
第二次産業		590	191	781	23.1%	9.9%	17.4%
D	鉱業	15	9	24	0.6%	0.5%	0.5%
E	建設業	349	66	415	13.7%	3.4%	9.3%
F	製造業	226	116	342	8.8%	6.0%	7.6%
第三次産業		1,116	1,111	2,227	43.7%	57.6%	49.7%
G	電気・ガス・熱供給・水道業	11	1	12	0.4%	0.1%	0.3%
H	情報通信業	3	4	7	0.1%	0.2%	0.2%
I	運輸業	150	24	174	5.9%	1.2%	3.9%
J	卸売・小売業	182	250	432	7.1%	13.0%	9.6%
K	金融・保険業	5	12	17	0.2%	0.6%	0.4%
L	不動産業	13	5	18	0.5%	0.3%	0.4%
M	学術研究・専門・技術	76	20	96	3.0%	1.0%	2.1%
N	飲食店、宿泊業	51	107	158	2.0%	5.5%	3.5%
O	生活関連サービス業	43	72	115	1.7%	3.7%	2.6%
P	教育、学習支援業	75	75	150	2.9%	3.9%	3.3%
Q	医療・福祉	108	337	445	4.2%	17.5%	9.9%
R	複合サービス	78	59	137	3.1%	3.1%	3.1%
S	サービス業(他に分類されないもの)	155	88	243	6.1%	4.6%	5.4%
T	公務(他に分類されないもの)	148	50	198	5.8%	2.6%	4.4%
U	分類不能の産業	18	7	25	0.7%	0.4%	0.6%
合 計		2,555	1,930	4,485	100.0%	100.0%	100.0%

○むかわ町議会基本条例

平成 25 年 12 月 18 日

条例第 37 号

前文

平成 18 年 3 月、国の構造改革から地方自治体としての存続が厳しく、生き残りをかけた旧穂別町と旧鶴川町が合併し誕生したむかわ町。

地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、町民の皆さんの付託を受け選ばれた議員により構成される町議会(以下「議会」という。)が町民の皆さんの代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たす役割はますます大きくなっています。

議会は、その持てる機能を十分に駆使し、自治体業務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を広く明らかにする責務を有しています。

自由闊達な討議を通じて、これら論点・争点を町民の皆さんに公開するという議会の重要な使命を達成するため、「むかわ町議会基本条例」を制定します。

わたしたちは、地方自治法(以下「法律」という。)並びに町の最高規範であるむかわ町まちづくり基本条例の遵守とともに、積極的な情報の公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、議会運営のルールをこの条例に定め、実践することにより、町民の皆さんにより信頼される議会づくりをめざします。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、むかわ町まちづくり基本条例(平成 24 年むかわ町条例第 23 号)第 25 条に規定されている町民の代表機関である議会が、自主自律が求められる分権時代にふさわしい議会となるよう議会及び議員の活動の活性化と充実、資質の向上のために必要な事項と、町民の身近にあって信頼される議会を目指し、町政の積極的な情報公開と町民参加を原則とする議会運営の基本的事項を定め、全ての町民が安心して暮らせるむかわ町の実現に寄与することを目的とする。

(議会及び議員の責務)

第 2 条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

第 2 章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第 3 条 議会は、民主主義を基本とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじ、町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議員、町長及び執行機関の長並びに補助機関である職員(以下「町長等」という。)、町民による「まちづくりの討論の場」であることを認識し、その実現のために、この条例に規定するもののほか、別に定めるむかわ町議会会議規則(平成 18 年むかわ町議会規則第 1 号)の内容を継続的に見直すものとする。

3 議長は、むかわ町議会傍聴規則(平成 18 年むかわ町議会規則第 2 号)に定める町民の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めるも

のとする。

- 4 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合は、その理由及び再開の時刻を宣告するよう努めるものとする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間において自由な討議を行うものとする。

- 2 議員は、町政全般についての課題及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自らの能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動を行うものとする。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけではなく、町民全体の福祉の向上のために活動しなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第5条 議会は、町民に対して議会の活動の公開を徹底するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則公開するとともに、会期外においても町民から広く意見、要望等を聴く機会を多様に設け、町政全般に関する課題等の把握や議会及び議員の政策立案、提案能力の向上と拡大、議会運営の改善に役立てるものとする。
- 3 議会は、委員会の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、町民の専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案として位置づけ、その審議においては、必要に応じてこれら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 5 議会は、町民、町民団体との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、特に町民に対して重要な事項についての審議状況及び各議員の対応を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 7 議会は、町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすために、広く町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第6条 議会の本会議における一般質問は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

- 2 議長から本会議、委員会に出席を要求された町長等は、論点、争点を明確にするため議員の質疑及び質問に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第7条 町長が、議会に計画、政策、施策及び事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、議会は町長に対し、政策等の形成過程を明確にするため、必要に応じて次の各号に掲げる事項を説明するよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) まちづくり計画における根拠及び位置づけ
- (3) 関係する法令及び条例等

(4) 政策等の実施に関わる財源措置

(5) 将来にわたる政策等の維持管理を含めた財政計画

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第8条 町長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付す場合、前条の規定に準じて、議会は町長に施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出を求めるものとする。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民への説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、議員相互間の自由な討議を通じて合意形成を図り、政策立案及び政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(委員会の適切な運営)

第10条 議会は、社会経済情勢等により新たに生ずる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の適切な運営により機動力を高めなければならない。

(議会事務局の体制整備、強化)

第11条 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化するものとする。

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、この条例の理念を議員に浸透させるとともに、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化にあたり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第7章 議員の身分・待遇・政治倫理

(議員定数及び議員報酬)

第14条 議員定数(以下「定数」という。)及び議員報酬(以下「報酬」という。)は、別に条例で定める。

2 定数及び報酬の改定にあたって議会は、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予想と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、必要に応じて参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。

3 定数及び報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して原則議員が提案するものとする。

(議員の政治倫理)

第 15 条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理に関する規律の基本となる事項は、むかわ町議会議員政治倫理要綱(平成 22 年むかわ町議会訓令第 1 号)によるものとする。

第 8 章 議会防災活動

(議会防災活動)

第 16 条 議会は、災害から町民の生命と、身体及び財産を守ることを優先すべき事項として、議会災害対策支援本部を設置し町長その他防災に関する活動組織と連絡、協力し防災活動に取り組むものとする。

2 災害対策支援本部の設置、組織、運営等に関し必要な事項及び議員の行動基準については、別に要綱で定める。

第 9 章 規範及び見直し手続き

(規範)

第 17 条 この条例は、議会運営における規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(見直し手続き)

第 18 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の検討の結果、条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

〔むかわ竜「カムイサウルス」 ※植物食の恐竜全身骨格化石〕



〔むかわ町の名物～ししゃものすだれぼし〕



〔むかわ町の特産～穂別メロン〕



〔全国でも屈指の清流度を誇る一級河川「鵺川」〕